

地域農業構造転換支援事業

地域の中核となって農地を引受ける**担い手**の経営改善に必要な
農業用機械・施設の導入を支援します。

▶ R7 補正～の変更点

補助率

3/10以内

補助上限額

個人1,500万円以内
法人3,000万円以内法人の
補助上限
の上げ!!

1,500万円→3,000万円

対象者

地域計画に位置付けられた**担い手**※

※ 認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達している農業者

本事業のほか、認定就農者向けに特化した“新規就農者チャレンジ事業”があります。
認定就農者の方はそちらの事業もぜひご検討ください。

対象となる農業用機械・施設

成果目標の達成に直結する、各種**農業用機械・施設**が対象です。たとえば・・・

- トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械
- 乾燥調製施設（乾燥機等）、集出荷施設（選果機等）、
農畜産物加工施設（加工設備等）などの施設
- ビニールハウス など



成果目標（3年度目の目標）

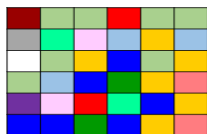
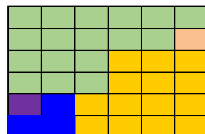
以下のいずれか1つの成果目標を選択して取り組む場合、支援対象になります。

- 経営面積の3割又は4 ha以上の拡大
- 付加価値額1割以上の拡大 **NEW**
(付加価値額 = 収入総額 - 費用総額 + 人件費)
- 労働生産性3%以上の向上 **NEW**

▶ 経営面積の拡大以外の目標も
選択できるように!!

対象地域

- 地域計画の目標集積率が6割以上（都府県の中山間地域は5割以上）
又は
- 現行の地域計画か、ブラッシュアップ後の地域計画において、目標集積率が現状の
集積率よりも10ポイント以上増加する姿となること **NEW**

地域が目指すべき将来の集約化に
重点を置いた農地利用の姿の実現▶ 地域計画のブラッシュアップに
取り組む地域等も対象に!!

<事業目標> [2030年まで]

- 担い手への農地集積率 7割
- 販売金額に占める担い手のシェア 9割

<令和7年度補正予算額>

- 12,286百万円の内数

その他の留意事項など

- 農業用機械のリース導入も対象（補助率：農業用機械の取得額相当の3/7）
▶ 成果目標に加えて、リース期間終了後に相当程度の経営面積を拡大すること
- 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること
- 法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること（中古の場合は、使用可能と認められる年数が2年以上であること）
- 成果目標の達成に直接に関連するものであり、既存の農業用機械等の単なる更新を行うものでないこと
- 導入する農業用機械等について、園芸施設共済、農機具共済の加入等を行うこと
- 運搬用トラック、パソコン、倉庫等、農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと
- 同種・同能力等のもの（いわゆる更新）ではないこと
- 既に購入（契約）している農業用機械等でないこと
- 処分制限期間内は適正に管理することとし、営農継続が困難と見込まれる場合等は、財産処分の手続きが必要となる場合があること
- 助成対象者が虚偽の申請をした場合、助成金返還等の措置を講ずることがあること

事業の主な流れ

市町村を通じて、担い手を支援する仕組みです。

①市町村
が要望調
査を実施

12月中旬に
開始予定
です

②担い手
（助成対
象者）が、
申請書を作
成・応募

③市町村、
都道府県、
国による
審査、助
成対象者
の決定

④市町村
から通知後、
担い手によ
る事業の開
始（契約
等）

⑤事業完了
（納品等）
後、補助金
の支払い

⑥目標達成
状況の報告
（3年度目
まで）

審査の結果、配分されない場合があります。

予算額を上回る要望があった場合には、成果目標の設定状況等に応じたポイントに基づき、配分します。

【問い合わせ先】

本事業による農業者への支援は、市町村を通じて行われます。
お住まいの市町村の農政担当部局等へお問い合わせ下さい。

● ● 農政局経営・事業支援部 経営支援課 ● ● ● ● - ● ● ● ● - ● ● ● ● （直通）